

農業経営基盤強化促進法の基本要綱		現行
平成 24 年 5 月 31 日付け 24 経営第 564 号 農林水産省経営局長通知 最終改正：令和 3 年 4 月 1 日付け 3 経営第 3217 号		
第 1～第 4 【略】	第 5 農業経営改善計画の認定制度 1～4 【略】	第 1～第 4 【略】
5 専門家の活用 市町村等は、認定農業者に対し、経営改善計画に沿った経営改善を着実に進められるよう、都道府県が主導となって整備する斜面サポート体制（農業経営法事業実施要綱（令和 3 年 3 月 26 日付け 2 経営第 2988 号農林水産事務次官依命通知）別記 1 の第 2 の 3 に規定する体制）をいいます。以下同じです。（）その他の専門的な知識を有する者（以下「専門家」といいます。）の積極的な活用を促してください。 なお、市町村等において、普及指導センター、農業協同組合、株式会社日本政策金融公庫等と連携し、適切に助言等を実施することとしている場合には、これを活用することも差し支えありません。	5 専門家の活用 市町村等は、認定農業者に対し、経営改善計画に沿った経営改善を着実に進められるよう、都道府県が主導となって整備する斜面サポート体制（農業経営法事業実施要綱（令和 3 年 3 月 26 日付け 2 経営第 2988 号農林水産事務次官依命通知）別記 1 の第 2 の 4 に規定する農業経営相談所をいいます。以下同じです。）その他の専門的な知識を有する者（以下「専門家」といいます。）の積極的な活用を促してください。 なお、市町村等において、普及指導センター、農業協同組合、株式会社日本政策金融公庫等と連携し、適切に助言等を実施することとしている場合には、これを活用することも差し支えありません。	5 専門家の活用 市町村等は、認定農業者に対し、経営改善計画に沿った経営改善を着実に進められるよう、都道府県が主導となって整備する斜面サポート体制（農業経営法事業実施要綱（令和 3 年 3 月 26 日付け 2 経営第 2988 号農林水産事務次官依命通知）別記 1 の第 2 の 4 に規定する農業経営相談所をいいます。以下同じです。）その他の専門的な知識を有する者（以下「専門家」といいます。）の積極的な活用を促してください。 なお、市町村等において、普及指導センター、農業協同組合、株式会社日本政策金融公庫等と連携し、適切に助言等を実施することとしている場合には、これを活用することも差し支えありません。
6～10 【略】	第 5 の 2 青年等就農計画の認定制度 1 【略】	第 5 の 2 青年等就農計画の認定制度 1 【略】
2 青年等就農計画の作成 (1)・(2) 【略】	2 青年等就農計画の作成 (1)・(2) 【略】	2 青年等就農計画の作成 (1)・(2) 【略】
3～4 【略】	3～4 【略】	3～4 【略】
5 青少年等就農計画のフォローアップ等 認定新規就農者は、青年等就農計画に沿って農業経営の確立に向けた取組を着実に進めため、毎年、市町村に青年等就農計画の達成状況や経営課題等の状況について、参考様式 19-1 を活用するなどの方法により、報告するものとします（新規就農者育成総合支援事業実施要綱別記 1 の第 6 の 2 の (6) 別記 2 の第 6 の 2 の (6) ア、又は農業人材力強化総合支援事業実施要綱別記 1 の第 6 の 2 の (6) アの規定に基づき、就農状況報告を提出している場合は、青年等就農計画の達成状況や経営課題等の状況について報告しているとみなします。）		

について報告しているとみなします。）。  
市町村は、毎年、認定新規就農者の青年等就農計画の達成状況や経営課題等の状況等について、参考様式19-2を活用し面談するなどの方法により、把握するものとします（新規就農者育成組合対策実施要綱別記1の第8の5及び別記2の第7の2の（5）、又は農業人材力強化組合支援事業実施要綱別記1の第7の2（5）の規定に基づき、市町村が確認をしている場合は、青年等就農計画の達成状況や経営課題等の状況等を把握している場合は、青年等就農計画の達成状況や經營課題等を把握しているとみなします。）。

その上で、必要な場合には、都道府県、農業協同組合、農業委員会、株式会社日本政策金融公庫、育成センター、4の（5）に掲げるサポート体制等、第5の6に掲げる専門家等と連携して指導・助言等を実施し、その指導結果等を整理するものとします。

このような取組により、青年等就農計画の最終年である5年目においては、当該青年等就農計画に記載された目標が確実に達成されるよう努めてください。

6～14 [略]

第6～第14 [略]

市町村は、毎年、認定新規就農者の青年等就農計画の達成状況や経営課題等について、参考様式19-2を活用し面談するなどの方法により、把握するものとします（農業人材力強化組合支援事業実施要綱別記1の第7の2（5）の規定に基づき、市町村が確認をしている場合は、青年等就農計画の達成状況や経営課題等の状況等を把握しているとみなします。）。

その上で、必要な場合には、都道府県、農業協同組合、農業委員会、株式会社日本政策金融公庫、育成センター、4の（5）に掲げるサポート体制等、第5の6に掲げる専門家等と連携して指導・助言等を実施し、その指導結果等を整理するものとします。

このような取組により、青年等就農計画の最終年である5年目においては、当該青年等就農計画に記載された目標が確実に達成されるよう努めてください。

6～14 [略]

第6～第14 [略]

改正後		現行
(別紙 7)	農業経営基盤強化促進事業と他の土地利用との調整	(別紙 7)
第 1 都市的手地利用との調整	農業経営基盤強化促進事業と他の土地利用との調整	第 1 都市的手地利用との調整
1 市街化区域内における農業経営基盤強化促進事業の実施	農業経営基盤強化促進事業と他の土地利用との調整	1 市街化区域内における農業経営基盤強化促進事業の実施
法第 17 条第 2 項の規定により、市街化区域内においては農業経営基盤強化促進事業は行わないものとされていますが、法第 5 条第 3 項の市街化区域の定義にあるとおり、市街化区域内であつて区城以外の区域に存する農用地と一体として農業上の利用が行なわれている農用地の存する区城では、農業経営基盤強化促進事業を実施することができます。	なお、その区域としては、例えば、(1) 市街化区域以外の区域内の農用地と連続している農用地(農道及び用排水路を除く河川・道路等で分断される場合を除きます。)で農作業の一体性の確保上必要不可欠な農用地の区域(2) 農業兼営程度の地緯的まとまりを有する農業経営基盤強化促進事業を実施する土地の区域で、その土地の大部分が市街化区域以外の区域にある場合における市街化区域内に存する農用地の区域が該当します。	1 市街化区域の規定により、市街化区域内においては農業経営基盤強化促進事業は行なわれないものとされていますが、法第 6 条第 2 項第 6 号イの市街化区域の定義にあるとおり、市街化区域内であつても、当該区域以外の区域に存する農用地と一体として農業上の利用が行なわれている農用地の存する区城においては、農業経営基盤強化促進事業を実施することができます。
2 [略]	2 [略]	2 [略]
第 2 [略]	第 2 [略]	第 2 [略]
(別紙 11)	共有者不明農用地等に係る農用地利用集積計画の同意手続の特例	(別紙 11)
[中略]	[中略]	[中略]
第 1 第 2 [略]	第 1 第 2 [略]	第 1 第 2 [略]
第 3 法第 21 条の 3 (共有者不明農用地等に係る公示) 関係	第 3 法第 21 条の 3 (共有者不明農用地等に係る公示) 関係	第 3 法第 21 条の 3 (共有者不明農用地等に係る公示) 関係
1 [略]	1 [略]	1 [略]
2 不確知共有者への同意の取得	2 不確知共有者への同意の取得	2 不確知共有者への同意の取得
第 3 の 1 のうち、法第 21 条の 2 第 1 項の規定による要請によつて判明した共有持分を有する者については、令第 7 条第 5 号の規定により共有持分を有する者を特定する際(第 2 の 2 の⑥)に、簡易書留による書面の送付又は訪問に併せて、同意の取得を行つて下さい。	第 3 の 1 のうち、法第 21 条の 2 第 1 項の規定による要請によつて判明した共有持分を有する者については、令第 7 条第 5 号の規定により共有持分を有する者を特定する際(第 2 の 2 の⑥)に、簡易書留による書面の送付又は訪問に併せて、同意の取得を行つて下さい。	第 3 の 1 のうち、法第 21 条の 2 第 1 項の規定による要請によつて判明した共有持分を有する者については、令第 7 条第 5 号の規定により共有持分を有する者を特定する際(第 2 の 2 の⑥)に、簡易書留による書面の送付又は訪問に併せて、同意の取得を行つて下さい。
このとき、令第 7 条第 5 号の規定による書面の送付を行つ際には、次の事項を書面に記載するとともに、同意市町村の長が定めようとする農用地利用集積計画への同意について書面により確認してください。また、同意しない場合には、当該農用地の活用の意向について書面により返信を求めてください(参考様式 16 の別紙)。	このとき、令第 7 条第 5 号の規定による書面の送付を行つ際には、次の事項を書面に記載するとともに、同意市町村の長が定めようとする農用地利用集積計画への同意について書面により確認してください。また、同意しない場合には、当該農用地の活用の意向について書面により返信を求めてください(参考様式 16 の別紙)。	このとき、令第 7 条第 5 号の規定による書面の送付を行つ際には、次の事項を書面に記載するとともに、同意市町村の長が定めようとする農用地利用集積計画への同意について書面により確認してください。また、同意しない場合には、当該農用地の活用の意向について書面により返信を求めてください(参考様式 16 の別紙)。
(1) 当該農用地利用集積計画に反対する場合であつても、自ら耕作する等により当該共有者不明農用地等の活用を行わない場合には、農地法第 41 条第 1 項に基づく都道府県知事の裁定により、最終的に機構に利用権が設定される可能性があること。	(1) 当該農用地利用集積計画に反対する場合であつても、自ら耕作する等により当該共有者不明農用地等の活用を行わない場合には、農地法第 39 条に基づく都道府県知事の裁定により、最終的に機構に利用権が設定される可能性があること。	(1) 当該農用地利用集積計画に反対する場合であつても、自ら耕作する等により当該共有者不明農用地等の活用を行わない場合には、農地法第 39 条に基づく都道府県知事の裁定により、最終的に機構に利用権が設定される可能性があること。
(2) 2 週間以内に返信がない場合には、6か月間の公示を経て、機構に質賃権又は使用貸借による権利	(2) 2 週間以内に返信がない場合には、6か月間の公示を経て、機構に質賃権又は使用貸借による権利	(2) 2 週間以内に返信がない場合には、6か月間の公示を経て、機構に質賃権又は使用貸借による権利

が設定される可能性があること。	が設定される可能性があること。
3・4 [略]	3・4 [略]
第4・第5 [略]	第4・第5 [略]

改正後	<p>□ 農業経営改善計画 □ 青年等就農計画 の認定に係る個人情報の取扱いについて（例）</p> <p>以下の個人情報の取扱いについてよくお読みになり、その内容に同意する場合は「個人情報の取扱いの確認」欄に署名願います。</p>					
参考様式1	<p>□ 農業経営改善計画 □ 青年等就農計画 の認定に係る個人情報の取扱いについて（例）</p> <p>以下の個人情報の取扱いについてよくお読みになり、その内容に同意する場合は「個人情報の取扱いの確認」欄に署名、押印願います。</p> <p>〇〇市町村／〇〇都道府県／国は、農業経営改善計画又は青年等就農計画（以下「経営改善計画 等」という。）の認定に際して得た個人情報について、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）等に基づき、適正に管理し、本認定業務の実施のために利用します。</p> <p>また、〇〇市町村／〇〇都道府県／国は、本認定業務のほか、人・農地プランの作成・見直し、農業委員会の委員の任命、農業協同組合の理事等の選任その他の経営改善等に資する取組に活用するため、必要最小限度内で、下記の関係機関へ提供する場合があります。このほか、経営改善計画等の実施状況や専門家からの助言等の内容についても、指導等を実施する際のデータとして活用するため、関係機関へ提供する場合があります。</p>					
参考様式1	<p>□ 農業経営改善計画 □ 青年等就農計画 の認定に係る個人情報の取扱いについて（例）</p> <p>以下の個人情報の取扱いについてよくお読みになり、その内容に同意する場合は「個人情報の取扱いの確認」欄に署名願います。</p> <p>〇〇市町村／〇〇都道府県／国は、農業経営改善計画又は青年等就農計画（以下「経営改善計画 等」という。）の認定に際して得た個人情報について、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）等に基づき、適正に管理し、本認定業務の実施のために利用します。</p> <p>また、〇〇市町村／〇〇都道府県／国は、本認定業務のほか、人・農地プランの作成・見直し、農業委員会の委員の任命、農業協同組合の理事等の選任その他の経営改善等に資する取組に活用するため、必要最小限度内で、下記の関係機関へ提供する場合があります。このほか、経営改善計画等の実施状況や専門家からの助言等の内容についても、指導等を実施する際のデータとして活用するため、関係機関へ提供する場合があります。</p>	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 50%; vertical-align: top;"> <p>提供する情報の内容</p> <p>①認定農業者又は認定新規就農者の氏名（法人にあっては名称及び代表者名） 情報の内容及び年齢、②住所、③経営改善計画等の認定の有効期間、④経営改善計画等の内容、⑤経営改善計画等の実施状況や専門家からの助言等の内容 等</p> </td> <td style="width: 50%; vertical-align: top;"> <p>情報提供する機関</p> <p>国、都道府県、市町村、地域農業再生協議会、農業委員会ネットワーク機構、農業委員会、農業協同組合連合会、農業協同組合、土地改良区、農地利用改善団体、農地中間管理機構、普及指導センター、青年農業者等育成センター、株式会社日本政策金融公庫、独立行政法人農業者年金基金、農業保険相談所 等</p> </td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: right; padding-top: 10px;">(※ その他追加する機関があれば明確にすること)</td> </tr> </table> <p>個人情報の取扱いの確認</p> <p>「個人情報の取扱い」に記載された内容について同意します。 令和 年 月 日</p> <p>氏名（名称・代表者）</p>	<p>提供する情報の内容</p> <p>①認定農業者又は認定新規就農者の氏名（法人にあっては名称及び代表者名） 情報の内容及び年齢、②住所、③経営改善計画等の認定の有効期間、④経営改善計画等の内容、⑤経営改善計画等の実施状況や専門家からの助言等の内容 等</p>	<p>情報提供する機関</p> <p>国、都道府県、市町村、地域農業再生協議会、農業委員会ネットワーク機構、農業委員会、農業協同組合連合会、農業協同組合、土地改良区、農地利用改善団体、農地中間管理機構、普及指導センター、青年農業者等育成センター、株式会社日本政策金融公庫、独立行政法人農業者年金基金、農業保険相談所 等</p>	(※ その他追加する機関があれば明確にすること)	
<p>提供する情報の内容</p> <p>①認定農業者又は認定新規就農者の氏名（法人にあっては名称及び代表者名） 情報の内容及び年齢、②住所、③経営改善計画等の認定の有効期間、④経営改善計画等の内容、⑤経営改善計画等の実施状況や専門家からの助言等の内容 等</p>	<p>情報提供する機関</p> <p>国、都道府県、市町村、地域農業再生協議会、農業委員会ネットワーク機構、農業委員会、農業協同組合連合会、農業協同組合、土地改良区、農地利用改善団体、農地中間管理機構、普及指導センター、青年農業者等育成センター、株式会社日本政策金融公庫、独立行政法人農業者年金基金、農業保険相談所 等</p>					
(※ その他追加する機関があれば明確にすること)						
参考様式1	<p>□ 農業経営改善計画 □ 青年等就農計画 の認定に係る個人情報の取扱いについて（例）</p> <p>以下の個人情報の取扱いについてよくお読みになり、その内容に同意する場合は「個人情報の取扱いの確認」欄に署名、押印願います。</p> <p>〇〇市町村／〇〇都道府県／国は、農業経営改善計画又は青年等就農計画（以下「経営改善計画 等」という。）の認定に際して得た個人情報について、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）等に基づき、適正に管理し、本認定業務の実施のために利用します。</p> <p>また、〇〇市町村／〇〇都道府県／国は、本認定業務のほか、人・農地プランの作成・見直し、農業委員会の委員の任命、農業協同組合の理事等の選任その他の経営改善等に資する取組に活用するため、必要最小限度内で、下記の関係機関へ提供する場合があります。このほか、経営改善計画等の実施状況や専門家からの助言等の内容についても、指導等を実施する際のデータとして活用するため、関係機関へ提供する場合があります。</p>					
参考様式1	<p>□ 農業経営改善計画 □ 青年等就農計画 の認定に係る個人情報の取扱いについて（例）</p> <p>以下の個人情報の取扱いについてよくお読みになり、その内容に同意する場合は「個人情報の取扱いの確認」欄に署名、押印願います。</p> <p>〇〇市町村／〇〇都道府県／国は、農業経営改善計画又は青年等就農計画（以下「経営改善計画 等」という。）の認定に際して得た個人情報について、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）等に基づき、適正に管理し、本認定業務の実施のために利用します。</p> <p>また、〇〇市町村／〇〇都道府県／国は、本認定業務のほか、人・農地プランの作成・見直し、農業委員会の委員の任命、農業協同組合の理事等の選任その他の経営改善等に資する取組に活用するため、必要最小限度内で、下記の関係機関へ提供する場合があります。このほか、経営改善計画等の実施状況や専門家からの助言等の内容についても、指導等を実施する際のデータとして活用するため、関係機関へ提供する場合があります。</p>					
参考様式12	<p>（表紙）</p> <p>（登記令第4条 記録登記の所有権の移転の登記の届出）</p>					

登記嘱託書	[略]	登記嘱託書	[略]
参考様式13 (登記令第6条 登記義務者又は登記権の表題部に所有者として記載された者の承諾書)	[略]	参考様式13 (登記令第8条 登記義務者又は登記権の表題部に所有者として記載された者の承諾書)	[略]
承諾書	承諾書	承諾書	承諾書
[略]	[略]	[略]	[略]
参考様式14 (表紙) (登記令第7条 未登記の所有権が移転した場合の登記の嘱託)	[略]	参考様式14 (表紙) (登記令第7条 未登記の所有権が移転した場合の登記の嘱託)	[略]
登記嘱託書	登記嘱託書	登記嘱託書	登記嘱託書
[略]	[略]	[略]	[略]
参考様式15 (表紙) (登記令第5条 未登記の所有権が移転した場合の登記の嘱託)	[略]	参考様式15 (表紙) (登記令第5条 未登記の所有権が移転した場合の登記の嘱託)	[略]
登記嘱託書	登記嘱託書	登記嘱託書	登記嘱託書
[略]	[略]	[略]	[略]
参考様式16 〔中略〕	参考様式16 〔中略〕	参考様式16 〔中略〕	参考様式16 〔中略〕
共有者不明農用地に係る農用地利用集積計画への同意について	共有者不明農用地に係る農用地利用集積計画への同意について	共有者不明農用地に係る農用地利用集積計画への同意について	共有者不明農用地に係る農用地利用集積計画への同意について
[略]	[略]	[略]	[略]
参考様式17 〔中略〕	参考様式17 〔中略〕	参考様式17 〔中略〕	参考様式17 〔中略〕
別紙	別紙	別紙	別紙
〔中略〕	〔中略〕	〔中略〕	〔中略〕
注：当該農用地について、活用の意向がない場合、農地法〔昭和27年法律第229号〕第41条第1項の規定による都道府県知事の裁定により、最終的に農地中間管理機構に利用権が設定される可能性があることがあります。	注：当該農用地について、活用の意向がない場合、農地法〔昭和27年法律第229号〕第41条第1項の規定による都道府県知事の裁定により、農地中間管理機構に農地中間管理権の設定が行われる可能性があります。	注：当該農用地について、活用の意向がない場合、農地法〔昭和27年法律第229号〕第39条第1項の規定による都道府県知事の裁定により、農地中間管理機構に農地中間管理権の設定が行われる可能性があります。	注：当該農用地について、活用の意向がない場合、農地法〔昭和27年法律第229号〕第39条第1項の規定による都道府県知事の裁定により、農地中間管理機構に農地中間管理権の設定が行われる可能性があります。
[略]	[略]	[略]	[略]